

鳴門市クリーンセンター清掃業務仕様書

鳴門市クリーンセンターの総合清掃にあたっては、下記のと通りの仕様に基づき、美観の保持、良好な環境衛生の維持に努め、職員及び来庁者に快適な空間を提供すべく業務を遂行するものとする。

1. 作業範囲

(1) 日常清掃

別紙 作業実施基準表参照

(2) 定期清掃

別紙 作業実施基準表参照

(3) その他業務

日常清掃実施日に、リサイクルプラザを解錠する。（ただし、既に解錠されている場合を除く）。

2. 作業時間

(1) 日常清掃

原則として閉庁日を除く7:30から16:00までに実施する。ただし、施設運営の都合により変更する場合がある。

(2) 定期清掃

閉庁日若しくは作業に支障のない日に、事前日程を協議の上、実施する。

(3) その他業務

日常清掃実施日に、原則として7:31にリサイクルプラザを解錠する

3. 作業人員

(1) 日常清掃

作業主任者1名及び作業量に見合った作業員を配置すること。

(2) 定期清掃

作業量に見合った作業員で実施すること。

4. 基本事項

(1) 清掃作業等に必要な用具・資材・消耗品は全て受託者の負担とし、用品は良質のものとする。ただし、消耗品のうちビニール袋、トレットペーパー及び手洗液は委託者の負担とする。

(2) 清掃作業等に必要な電気、水道は、委託者が無償で提供する。ただし、受託者は、その使用について事前に委託者の了承を得なければならない。

(3) 受託者は、清掃作業等に必要な倉庫、休憩室等について、事前に委託者の了承を得た上で、無償で使用できるものとする。

(4) 受託者は、委託者から預託された鍵等を責任を持って管理するものとし、委託期間満了後直ちに委託者に返還するものとする。

(5) 受託者は、清掃作業の実施に際し、火災、盗難防止、風紀、衛生に留意し、終了後は委託者の指示に従い、火元の点検、窓、出入り口の施錠確認を行うこと。

(6) 受託者は、清掃作業等の完了後、その旨を委託者に報告し確認を受けること。

(7) 受託者は、清掃作業等の実施に際し、施設、工作物及び物品等の破損又は破損箇所を発見した場合には、直ちに委託者に報告すること。

(8) 受託者は、清掃作業等に従事する作業員（以下、「作業員」という。）に制服及び名札を着用させ、清掃作業等を迅速丁寧に行うよう管理・監督すること。

- (9) 受託者は、あらかじめ、作業員の氏名を委託者に報告すること。
- (10) 受託者及び作業員は、作業中に知り得た秘密を一切他に漏らさないこと。
- (11) この仕様に明記のない事項及び疑義の生じた事項等については、委託者、受託者双方が誠意を持って協議し、決定する。

5. 実施要領

(1) 日常清掃

- ① 玄関ホール・体験学習室・再生工房室・見学者用通路・階段室・喫煙所
- ・ 床面を吸塵、若しくは化学処理モップ（ダスキン・リースキン等）で拭く。
 - ・ 汚れが著しい床面は、洗剤（フォワード液）を用い、モップ又は雑巾で拭き上げる。
 - ・ 窓台を乾拭きする。
 - ・ ゴミ箱・灰皿の内容物（ゴミ・吸い殻）の処理を行う。
 - ・ ドアガラス、見学用の窓ガラスの拭き上げを行う。
 - ・ 金属部分を乾拭きする。
 - ・ マットの清掃をする。
- ② 便所
- ・ 紙くず入れ・汚物入れの内容物を処理する。
 - ・ 洗面台・衛生陶器類を洗浄する。
 - ・ 鏡を拭き上げる。
 - ・ 扉・間仕切部分の拭き上げを行う。
 - ・ 金属部分を乾拭きする。
 - ・ 洋式便座を清掃する。
 - ・ トイレットペーパーを補充する。

(塩ビシート部分)

- ・ 化学処理モップ（ダスキン・リースキン等）で拭く
- ・ 汚れが著しい床面は、洗剤（フォワード液）を用い、モップ又は雑巾で拭き上げる。

(磁器タイル部分)

- ・ 床を乾拭きし、汚れているときは、水拭き又は洗剤拭きをする。

③ 研修室

- ・ 床面を真空掃除機又はフクバ箒で吸塵する。
- ・ 窓台を乾拭きする。ドアガラスの拭き上げをする。

(2) 定期清掃

① 塩ビシート部分

- ・ 別紙作業実施基準表により樹脂ワックス仕上げを行う。

② ガラス

- ・ 水拭きしガラススクイジーで仕上げる。
- ・ 汚れが著しいときは、洗剤を使用する。

(3) その他業務

あらかじめ委託者が受託者に預託する鍵により、委託者から指定された方法で、リサイクルプラザを解錠する。なお、この際異常があった若しくは異常を発見した場合には、直ちに委託者及び委託者があらかじめ通知する警備保障会社に報告するものとする。

6. 作業実施基準

別紙 作業実施基準表のとおり

7. 使用器材

(1) 日常清掃

- ・ 真空掃除機、フーバー、フクバ箒
- ・ 自在箒、文化ちりとり
- ・ リースキンモップ、スプリングモップ
- ・ バケツ、雑巾、スプレー
- ・ 柄付束子、ナイス又はエンドクリーナー、スコッチブライト
- ・ フォワード液、ステングロス
- ・ その他

(2) 定期清掃

① 塩ビシート部分

- ・ 樹脂ワックス、モップ又はフローアポリッシャー

② ガラス

- ・ ガラススクイジー、ハイボール
- ・ バケツ、雑巾
- ・ フォワード
- ・ その他

8. その他

本業務は、「建築物環境衛生管理基準」（「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」第3条）を留意の上施工するものとする。